

社会保障審議会介護保険部会（第131回）	資料1
令和7年12月15日	

## 介護保険制度の見直しに関する意見 (案)

令和7年 月 日

社会保障審議会介護保険部会

## 目次

<b>はじめに～地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化～</b>	1
<b>I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築</b>	4
1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制	4
2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等	6
3. 大都市部・一般市等における対応	12
<b>II 地域包括ケアシステムの深化</b>	14
1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて	14
2. 医療・介護連携の推進	16
3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援	18
4. 介護予防の推進、総合事業の在り方	23
5. 相談支援等の在り方	25
6. 認知症施策の推進等	31
<b>III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援</b>	34
1. 総合的な介護人材確保対策	34
2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進	35
<b>IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保</b>	39
1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方	39
2. 給付と負担【P】	40
3. その他の課題	40
<b>おわりに</b>	44

1      **はじめに～地域共生社会と地域包括ケアシステムの深化～**

- 2
- 3    ○ 介護保険制度は、その創設から 25 年が経過し、高齢化の進行とともに 65 歳以上の第  
4      1 号被保険者は約 1.7 倍に増加する中で、サービス利用者数は約 3.5 倍に増加するなど、  
5      高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着し、発展してきた。
- 6
- 7    ○ 介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目指として、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、各地域の状況に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきた。
- 8
- 9
- 10   ○ また、介護人材確保に向けては、介護職員の待遇改善、多様な人材の確保・育成、離職  
11      防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備に取り組んで  
12      きた。
- 13
- 14   ○ 2025 年を迎えた今、2040 年を見据える必要がある。人口減少は全国的に進み、生産年  
15      齢人口が減少する。高齢者人口は当面増加し、2043 年には 3,953 万人とピークを迎え、  
16      その後減少局面に入る。また、2040 年には、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上  
17      人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加も見込まれる。このよう  
18      な中で、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題であり、早急な対応が求められる。
- 19
- 20   ○ また、第 9 期介護保険事業計画に基づき介護職員の必要数を集計すると、2022 年度の  
21      215 万人と比較して 2040 年度までに約 57 万人の新たな介護職員の確保が必要であると推  
22      計されている一方で、直近の介護職員数は初めて減少に転じた。介護関係職種の有効求人  
23      倍率は、令和 7 年 9 月時点で 4.02 倍と全職業の有効求人倍率と比較しても高い水準にあ  
24      り、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となる。
- 25
- 26   ○ 介護保険財政の状況については、介護費用の総額が制度創設時から約 4.0 倍の 14.3 兆  
27      円（令和 7 年度予算ベース）となっており、世代間・世代内双方での公平性、現役世代の  
28      負担軽減の観点から、負担能力に応じたより公平な負担を図る視点に立ち、制度の持続可  
29      能性を高めていくことが重要な課題となっている。
- 30
- 31   ○ 介護保険制度は、加齢により生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態と  
32      なった方が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サ  
33      ービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度である。こうした制度趣旨にのっとり、更  
34      なる高齢化や生産年齢人口の減少など、様々な社会環境の変化の中であっても、高齢者の  
35
- 36

37　自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会  
38　を実現しなくてはならない。

39

40　○　また、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や指定権者である都道府県が、地  
41　域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要  
42　である。

43

44　○　こうした共通理解の下、本部会では、昨年12月以降、●回にわたって審議を重ねてき  
45　た。また、審議の過程では、現場の具体的な取組についてヒアリングを実施した。以下、  
46　本部会におけるこれまでの議論を4つのテーマに分けて整理し、介護保険制度の見直し  
47　に関する意見書として取りまとめる。

48

49　○　これらはいずれも、介護保険制度を2040年に向けた社会情勢の変化に対応し、地域の  
50　実情に応じた仕組みとして、地域住民を包括的に支える基盤とする重要な方策であり、こ  
51　うした議論は社会保障審議会福祉部会（以下「福祉部会」という。）で議論されている包  
52　括的な支援体制の整備の推進につながり、地域共生社会の実現に資するものである。この  
53　ため、本部会と福祉部会の双方に関係するテーマについては、各部会における議論を相互  
54　に報告・連携しながら審議を進めた。

55

#### 56　（人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築）

57　○　2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには  
58　大きな差が生じることが見込まれ、サービス需要の変化が様々となる。このような中にお  
59　いて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、その地域の状況に応じたサービス提供体制を  
60　構築していくことが重要である。

61

62　○　本部会においては、地域の類型を踏まえたサービス提供体制やその支援体制の構築、と  
63　りわけ、中山間・人口減少地域における柔軟な対応等について議論を行った。

64

#### 65　（地域包括ケアシステムの深化）

66　○　2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、認  
67　知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれる。一方で、現役世代の生産年齢人  
68　口の減少も見込まれる中で、2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・  
69　介護の一層の連携を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の包括的な確保を図っ  
70　ていく必要がある。また、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」  
71　という。）等の高齢者住まいの役割は重要であり、有料老人ホームの事業運営の透明性の  
72　確保に向けた課題が指摘されている。

73

74 ○ 本部会においては、医療・介護連携の推進、有料老人ホームの事業運営の透明性確保、  
75 高齢者への住まい支援、介護予防の推進、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合  
76 事業」という。）の在り方、相談支援等の在り方、認知症施策の推進等について議論を行  
77 った。

78

79 ○ また、相談支援の在り方に関する議論については、福祉部会における過疎地域等における包括的な支援体制整備や頼れる身寄りがない高齢者等への対応（※）に関する議論と  
80 相互に報告・連携しながら審議を進めた。

81 (※)「身寄り」とは「身を寄せるところ」を意味し、家族・親族だけでなく、ご近所、同  
82 級生、同僚、同郷など、様々なものが含まれる概念と考えられる。なお、身寄りがあつ  
83 ても家族・親族等との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは  
84 適当ではないと考えられる。

85

#### 86 (介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援)

87 ○ 介護人材確保は重要な課題であり、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる  
88 中、都道府県や市町村、地域の関係者が、地域の実情も踏まえて、人材確保、生産性向上  
89 による職場環境改善、経営改善に向けた支援に係る対策を議論し、これらの対策を講じて  
90 いく必要がある。

91

92 ○ 本部会においては、総合的な介護人材確保対策、介護現場の職場環境改善に向けた生産  
93 性向上、経営改善支援、協働化等の推進について議論を行った。

94

95 ○ また、人材確保のためのプラットフォームに関する議論については、福祉部会等における  
96 議論と相互に報告・連携しながら審議を進めた。

97

#### 98 (多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保)

99 ○ 2040 年に向けては、都道府県・市町村及び関係者間で共通の課題認識を持った上で、  
100 地域課題への対応を介護保険事業（支援）計画の策定過程等で議論することが必要である。  
101 また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、負担能力に応じた負担、公平性等を踏  
102 まえた給付内容の適正化等の視点に立ち、必要な見直しをこれまで検討してきた。

103

104 ○ 本部会においては、2040 年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方、給付と負  
105 担等について議論を行った。

107 **I 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築**

108 **1. 地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制**

110 **(現状・基本的な視点)**

111 ○ 2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニ  
112 ーズを抱える 85 歳以上人口が増加する。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見  
113 込まれ、どのように介護を必要とする高齢者を支えていくかが課題である。

114 ○ これに加えて、2040 年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減  
115 少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変  
116 化は様々となる。

117 ○ このような中において、2040 年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域  
118 におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、人口減少・サービス需要の変化に応じ、全  
119 国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に 3 つの地域に分類して、  
120 その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要であ  
121 る。また、人口構造の変化に応じて、各地域が 3 つの地域の類型を行き来する可能性も  
122 ある。

中山間・人口減少地域	高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域
大都市部	高齢者人口が 2040 年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
一般市等	高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が 2040 年までの間に増加から減少へ転じる地域

126 ○ 人口構造の変化に対して、サービスを過不足なく提供・維持するためには、どの地域  
127 においても都道府県や市町村の役割は重要である。地域のサービス需要の変化に応じ、  
128 介護保険事業計画等の在り方や広域化等の取組の中で、それぞれの地域の類型に応じ  
129 た対応策をどのように検討していくか、どのようにサービス提供体制を確保するため  
130 の支援体制を構築していくか検討することが必要である。近年進歩しているテクノロ  
131 ジー等を積極的に活用することも重要である。

133 **(地域の類型の考え方)**

134 ○ 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給  
135 状況や個々のニーズ等と併せて、今後の 2040 年を見据えた対応も踏まえつつ、介護保  
136 險事業（支援）計画の策定プロセスに着目して、それぞれの地域類型を意識しながら、  
137

138 都道府県・市町村等の関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行うことが  
139 必要である。地域の類型の区分の考え方については、第10期介護保険事業計画期間に  
140 向けた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」  
141 （以下「基本指針」という。）において示すことが必要である。

142

143 **(中山間・人口減少地域)**

144 ○ 「中山間・人口減少地域」については、サービス提供の維持・確保を前提として、利  
145 用者への介護サービスが適切に提供されるよう、住民の理解の下、新たな柔軟化のため  
146 の枠組みを設ける必要がある。その際、当該枠組みが必要である地域に限定した対応と  
147 するため、対象となる地域を特定することが適当である。

148

149 ○ 対象地域の範囲は、特別地域加算の対象地域を基本としつつ、さらに、地域の実情に  
150 応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目した範囲の考え方など、  
151 今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、社会保障審議会介護給付費分科会  
152 （以下「介護給付費分科会」という。）等で議論を行い、国において一定の基準を示す  
153 ことが必要である。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異  
154 なるため、市町村内的一部エリアを特定することも可能とすることが適当である。

155

156 ○ 対象地域の特定については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、介  
157 護保険事業（支援）計画の策定プロセスにおいて、市町村の意向を確認し、都道府県が  
158 決定することが適当である。

159

160 **(大都市部、一般市等)**

161 ○ 「大都市部」「一般市等」のいずれも、高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見  
162 通しに基づき、現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保が求められるも  
163 のであり、「中山間・人口減少地域」のように新たな柔軟化のための枠組みが必要とな  
164 るものではないため、一定の基準を設けて該当地域を特定することは不要であるが、い  
165 ずれの地域類型に該当するかを念頭に置きながら、介護保険事業（支援）計画の策定プ  
166 ロセスにおいて関係者間で対応を議論することが必要である。

167

168 ○ 「大都市部」や「一般市等」においても、既に、中山間地域や人口減少エリアを抱え  
169 ている地域もあると考えられる。近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見  
170 越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要がある。

171

172 ○ 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する「大都市部」に  
173 おいては、増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要がある。多様なニーズに

174 対応した多様なサービスを提供するとともに、ＩＣＴやＡＩ技術など、民間活力も活用  
175 したサービス基盤を整備することが重要である。

- 176
- 177 ○ 高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じ  
178 る「一般市等」においては、既存の介護資源等を有効活用しながら、需給の変化に応じ  
179 て、サービスを過不足なく確保する方策を今から検討しておく必要がある。

180

181

## 182 2. 中山間・人口減少地域における柔軟な対応等

183

184 (現状・基本的な視点)

- 185 ○ 2040年には、ほぼ全ての地域で生産年齢人口は減少し、大都市部では高齢人口が増  
186 加、過疎地域等では高齢人口は減少する。65歳以上人口は65%（1,064市町村）で2025  
187 年までにピークを迎えると見込まれている。これに伴う介護サービス需要の変化につ  
188 いても、既に利用者数、すなわち介護需要のピークを迎えていたる町村・広域連合が3割  
189 ~4割となっている。

- 190
- 191 ○ 中山間・人口減少地域においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中、  
192 利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービ  
193 ス基盤の維持・確保を図っていく必要がある。また、担い手の不足が他の地域と比較し  
194 ても更に深刻な状況にあり、訪問系サービスにおける移動に係る負担や季節による繁  
195 閑など、経営課題も顕在化してきており、サービスの質の確保や、職員の負担等への配  
196 慮を前提に、人員配置基準の柔軟化や介護事業者の連携強化を推進するための仕組み  
197 の構築が必要である。

- 198
- 199 ○ また、中山間・人口減少地域において不可欠なサービスを維持するために、既存の施  
200 設等も有効活用する観点から、施設等の整備について今後その機能を柔軟に変更して  
201 いく必要がある。

202

### 203 (特例介護サービスの枠組みの拡張)

- 204 ○ 現行制度では、居宅サービス等について、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基  
205 準の一部を満たしていない場合であっても、都道府県等が条例で定める基準を満たす  
206 もののうち、市町村等が必要と認める場合には基準該当サービスとしてのサービス提  
207 供を可能とするほか、離島や中山間等の地域において市町村等が必要と認める場合、離  
208 島等相当サービスとして柔軟なサービスの提供を可能としている。

- 210 ○ これに加えて、地域の実情に応じてサービス提供体制を維持・確保するため、人材確  
211 保、ＩＣＴ機器の活用等の生産性向上の方策など、自治体が必要な施策を講じた上で、  
212 それでもなおやむを得ない場合、中山間・人口減少地域に限定した特例的なサービス提  
213 供を行う枠組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることが適当である。  
214
- 215 ○ この新たな類型においては、  
216 ・ 職員の負担への配慮の観点から、職員の賃金の改善に向けた取組、ＩＣＴ機器の活  
217 用、サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜  
218 勤要件の緩和等を行うこと  
219 ・ サービスの質の確保の観点から、市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性  
220 への配慮を行うことを前提とすること  
221 が考えられ、今後、詳細な要件について、介護給付費分科会等で議論することが適當で  
222 ある。  
223 なお、これらの要件が自治体で厳しく解釈されると、必要な配置基準の緩和が進まな  
224 くなるのではないかとの意見があった。
- 225
- 226 ○ 新たな類型の特例介護サービスについては、現行の基準該当サービス・離島等相当サ  
227 ービスの対象となっている居宅サービス等（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期  
228 入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援等）に加え、施設サービスや居宅サービス  
229 のうち特定施設入居者生活介護も対象とすることが適當である。また、市町村が指定権  
230 者となり実施している地域密着型サービスにおける同様のサービスについても、同様  
231 の対応を実施できるようにすることが適當である。
- 232
- 233 ○ なお、新たな類型の特例介護サービスについては、  
234 ・ サービスの質の担保について、事後の確認を行う仕組みについても検討が必要では  
235 ないか  
236 ・ 配置基準の緩和は、慎重に対応すべきものであり、あくまでも緊急的な対応として  
237 行うべきものとすべきではないか  
238 ・ ＩＣＴ機器の活用などの業務効率化の取組は、必要人員を代替し得るものであるか  
239 どうか精査が必要ではないか  
240 ・ まずは現行の居宅サービス等に限定し、施設サービス等を対象に含めるかどうかに  
241 ついては、ＩＣＴ機器等の活用実績を踏まえ慎重に検討すべきではないか  
242 ・ 夜勤要件の緩和については、特に職員の負担感などへの配慮が必要ではないか  
243 との意見があったことにも留意し、今後、詳細な要件について、介護給付費分科会等で  
244 議論することが適當である。
- 245

246 (地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み)

247 ○ 中山間・人口減少地域においては、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅  
248 間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季  
249 節による繁閑の激しさ等から、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維  
250 持に当たっての課題となっている。

251 ○ このため、特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、安定的な経営を行う仕  
252 組みとして、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と  
253 別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることが適当である。

255 ○ こうした包括的な評価の仕組みについては、  
256 

- 257 ・ 利用者数に応じて収入の見込みが立つため、特に季節による繁閑が大きい地域や小  
258 規模な事業所において、経営の安定につながる
- 259 ・ 移動時間など、地域の実情を考慮した報酬設定が可能となるほか、突然のキャンセ  
260 ル等による機会損失を抑制し、予見性のある経営が可能になる
- 261 ・ 利用回数や時間の少ない利用者を受け入れた場合でも、収益が確保できる
- 262 ・ 安定的かつ予見性のある経営が可能となることで、常勤化が促進されるなど、継続  
263 的かつ安定的な人材確保につながる
- 264 ・ 利用者の状態変化により利用回数や時間が増えた場合でも、負担が変わらず、安心  
265 感がある

266 等のメリットが期待される。

267 ○ その一方で、  
268 

- 269 ・ 利用者ごとの利用回数・時間の差にも配慮しながら、利用者間の不公平感を抑制す  
270 る必要がある
- 271 ・ 利用者の費用負担が急激に増えることや、区分支給限度基準額との関係でサービス  
272 利用に過度な制約がかからないよう、適切に配慮を行う必要がある
- 273 ・ 保険料水準の過度な上昇を抑制する観点や、対象地域の内外での報酬水準の均衡等  
274 も踏まえて、サービス提供量と比べて過大な報酬とならないようにする必要がある
- 275 ・ 利用回数や時間にかかわらず一律の報酬となることにより、利用者が必要以上にサ  
276 ビスを利用する、事業者が必要なサービス提供を控える、といったモラルハザード  
277 を抑制する必要がある

278 といった点に十分な留意が必要である。

279 ○ このため、具体的な報酬設計については、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定  
280 することや、区分支給限度基準額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定

282 するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で検討を進める必要がある。こうしたことも  
283 踏まえて、報酬水準の設定に当たっては、現状の十分なデータ分析の下、包括的な評価  
284 の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を考慮し  
285 つつ、今後、介護給付費分科会等で議論することが適当である。

- 286
- 287 ○ また、ニーズを有する地域の事業者が迅速に対応できるよう、希望する自治体において  
288 ては、第10期介護保険事業計画期間中の実施を可能とすることを目指し、第9期介護  
289 保険事業計画期間中に検討を進めることが適当である。

290

291 **(介護サービスを事業として実施する仕組み)**

- 292 ○ 今後、2040年を見据えると、サービスを提供する担い手だけでなく、更なる利用者  
293 の減少が進む地域も想定される中、上述のような給付における特例の仕組みを活用し  
294 ても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される。
- 295
- 296 ○ こうした地域においても、契約に基づき利用者本位でサービスを選択するという介  
297 護保険の制度理念を維持するとともに、利用者が住み慣れた地域を離れ、在宅での生活  
298 を継続することが困難となる状況を防ぐことが重要である。
- 299
- 300 ○ このため、こうした場合に備えた中山間・人口減少地域における柔軟なサービス基盤  
301 の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、  
302 給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする仕組みを設ける  
303 ことが適当である。
- 304
- 305 ○ この仕組みにおいては、要介護者等に対して、訪問介護、通所介護、短期入所生活介  
306 護等といった給付で実施するサービスを実施できるようにするとともに、こうしたサ  
307 ービスを組み合わせて提供することが考えられる。このようなサービス提供について  
308 も、利用者との契約に基づき、適切なケアマネジメントを経て、要介護者に対して介護  
309 サービスを提供するという点においては、給付サービスと変わりがない仕組みとする  
310 ことが適当である。また、本事業は、人口減少社会の中で、被保険者（住民）のために  
311 介護サービスを維持・確保することが目的であり、その導入に当たっては、対象地域の  
312 特定と併せて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの一部として、被保険者（住  
313 民）等関係者の意見を聴きながら検討することが想定される。
- 314
- 315 ○ 今回の新たな事業の仕組みによる事業費については、例えば、圏域を超えて訪問する  
316 際の経費など、中山間・人口減少地域へのサービス提供に係る追加的な費用も勘案する  
317 ことも考えられる。なお、複数のサービスを組み合わせて弾力的に提供するケース等が

318 想定されることを踏まえると、単独の事業所等におけるサービス提供時に要するコス  
319 トと比べて、一定程度効率的に実施することも可能になることも想定される。

320

321 ○ その上で、新たな事業は、地域支援事業の一類型として実施することが考えられ、そ  
322 の財源構成は、国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料ごとに、現行の給付サ  
323 ービスと同様の負担割合とすることが考えられる。

324

325 ○ 中山間・人口減少地域における居宅サービスが継続的に提供されることにより、当該  
326 地域における在宅の要介護高齢者が引き続き在宅で生活することが可能となること等  
327 を踏まえると、この事業の実施が当該市町村の介護保険財政に与える影響は、施設サ  
328 ビス等の他の給付費を含めて総体的に見ればそれほど大きなものとはならないと考え  
329 られるものの、保険財政規律を確保する観点から、当該事業費の総額についても、他の  
330 地域支援事業と同様に、高齢者の伸び率等を勘案した上限額を設定することが考えら  
331 れる。

332

333 ○ 包括的な評価の仕組みと同様、中山間・人口減少地域における事業者の経営やサービ  
334 ス提供の状況等を十分に検証の上、こうした地域において実際に活用可能なものとな  
335 るよう、都道府県や市町村の負担軽減の観点も含めて、関係者の意見を丁寧に伺いなが  
336 ら、検討を進めることが必要である。

337

338 ○ なお、介護サービスを事業として実施する仕組みについては、制度の導入により、市  
339 町村に責任が集中することにならないよう、都道府県が一定の関与をする仕組みとす  
340 るなど、丁寧な検討を行うべきとの意見があった。

341

342 **(介護事業者の連携強化)**

343 ○ 中山間・人口減少地域において、地域における介護サービス提供体制を確保するとと  
344 もに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から、都道府県や市町村と連携しなが  
345 ら、法人や事業所が、中心的な役割を果たすような仕組みが必要である。

346

347 ○ 例えば、法人や事業所が、  
348 · 一定期間にわたり事業継続する役割を担うことや、  
349 · 複数の事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを  
350 行うこと等を通じた業務効率化等の取組を推進する  
351 といった仕組みを検討することが考えられ、法人間での人材の連携等を行う場合の配  
352 置基準の弾力化に加え、法人や事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事  
353 業所に対して、ＩＣＴ等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を行うとともに

354 に、介護報酬の加算における更なる評価等のインセンティブを付与することについて、  
355 介護給付費分科会等で議論することが適当である。

356

#### 357 (既存施設の有効活用)

- 358 ○ 現行制度では、社会福祉法人、医療法人等が施設等の財産を有している場合で、取得  
359 の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業を行う  
360 場合であっても、財産取得から 10 年未満の転用の場合等には、原則補助金の国庫返納  
361 が必要となっている。
- 362
- 363 ○ 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に  
364 柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供す  
365 る際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を拡充することが必要である。
- 366
- 367 ○ 具体的には、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、経過年数 10 年  
368 未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例として、  
369   ・ 当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれが  
370     あると自治体が判断する場合は、福祉施設（高齢者・障害者・児童施設）への全部転  
371     用等（高齢者施設が含まれる場合に限る。）の際の国庫納付を不要とする  
372   ・ 高齢者人口の急減など、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のた  
373     め高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を  
374     図った上で介護保険事業計画等へ位置付けることを条件に、福祉施設以外の厚生労  
375     働省所管施設等（こども家庭庁所管施設の一部、サ高住を含む。以下同じ。）への転  
376     用等の際の国庫納付を不要とする  
377     ことが適当である。

- 378
- 379 ○ また、厚生労働省所管施設等以外への転用等の特例としては、中山間・人口減少地域  
380 に所在する経過年数 10 年以上の介護施設等について、他の地域に当該介護施設等の機  
381 能移転を行う場合であって、かつ、地域の合意形成のプロセスを経ているときは、厚生  
382 労働省所管施設等以外の地域福祉の増進に資する施設等への転用や取壊しの際の国庫  
383 納付を不要とすることが適当である。

384

#### 385 (調整交付金の在り方)

- 386 ○ 保険者の責めによらない要因による 1 号保険料の水準格差を全国ベースで平準化す  
387 るために市町村に交付される普通調整交付金については、これまで、  
388   ・ 65 歳～74 歳と 75 歳以上の 2 区分による調整から、85 歳以上を加えた 3 区分に細  
389 分化（第 7 期介護保険事業計画期間から）

- 390     ・ 各区分の要介護認定率により重み付けしていたものを、各区分の介護給付費により  
391       重み付けを行う方法に見直し（第8期介護保険事業計画期間から）  
392       を行うことにより、高齢者の分布等を踏まえた調整機能の精緻化を行ってきた。  
393
- 394     ○ 2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードに  
395       大きな差が生じることも踏まえ、より精緻な調整を行う観点から、普通調整交付金における年齢区分を、現行の65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分から、5歳刻みの7区分に変更することが適当である。なお、実施時期や激変緩和措置についても、適切に検討することが必要である。

399

400

401     **3. 大都市部・一般市等における対応**

402

403     **(現状・基本的な視点)**

404     ○ 高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する大都市部においては、増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要がある。地域の民間事業者による創意工夫とともに、地域に根ざした公的なサービス提供も重要であり、このような公と民の介護事業者の力を組み合わせ、多様なニーズに対応した多様なサービスを提供するとともに、ICTやAI技術など、民間活力も活用したサービス基盤を整備することが重要である。

410

411     ○ そのため、高齢者のニーズに沿った多様な住まいを充実していくとともに、多様な住まいに対応した様々なサービスを組み合わせ、利用者のために提供する体制整備が必要である。（Ⅱ3参照）

414

415     ○ また、ICTやAI技術も活用し、24時間365日の見守りを前提として、緊急時や利用者のニーズに応える効率的かつ包括的なサービス提供の在り方を検討することも考えられる。ICT、センサーヤAI技術がより発展すれば、緊急時の予測の精度が上がり、サービスの業務効率性が増加していくが、そのためにはテクノロジーの一層の発展のための支援を行う必要がある。（Ⅲ2参照）

420

421     ○ 一般市等においては、既存の介護資源等を有効活用しながら、需給の変化に応じて、サービスを過不足なく確保することが必要である。

423

424     **(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の統合)**

425     ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護高齢者の在宅生活を24時間支えるサ

426 一サービスとして、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護の両方を提供し、「定期巡回」  
427 と「通報による随時対応」を行っており、特に今後増加する都市部における居宅要介護  
428 者の介護ニーズに対して柔軟に対応することが期待されている。一方で、夜間対応型訪  
429 問介護は、夜間における「定期巡回」と「通報による随時対応」を行うもので、これまで  
430 の本部会等の議論においても、両サービスは機能が類似・重複しており、将来的な統  
431 合・整理に向けた検討の必要性について指摘があったところである。

432

433 ○ 両サービスの機能・役割や、将来的なサービスの統合を見据えて段階的に取り組んで  
434 きた状況を踏まえ、また、

- 435 · 夜間対応型訪問介護の多くの利用者は日中の訪問介護を併用しており、日中・夜間  
436 を通じて同一の事業所によって 24 時間の訪問介護（看護）サービスを一体的に受け  
437 られることは、夜間対応型訪問介護の利用者にとって効果的と考えられること、
- 438 · 8 割以上の夜間対応型訪問介護事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護事業所も運  
439 営しており、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所にとっては、事業所の指定手続や  
440 報酬請求事務等が効率化されるなど、限られた地域資源の有効活用にも資すること
- 441 · 令和 6 年度介護報酬改定で設けた定期巡回・随時対応型訪問介護看護の新区分につ  
442 いて、利用者に不利益は生じていないと考えられること

443 から、夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合するこ  
444 とが適当である。

445

446 ○ なお、この際、必要な人員の確保やサービスの認知度向上など、利用者・事業者双方  
447 への影響にも十分配慮する必要があることから、一定の経過措置期間を設けた上で、人  
448 員配置基準や報酬に関して特例的な類型を設けることが適当である。

450 **II 地域包括ケアシステムの深化**

451 **1. 地域包括ケアシステムの深化に向けて**

452

453 ○ 介護分野においては、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮  
454 らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援  
455 が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。

456

457 ○ これまで 2025 年を目途に各地域で進められてきた地域包括ケアシステムを支える体  
458 制・基盤の整備は、地域包括支援センターが全市町村、5,487 か所（令和 7 年 4 月末現  
459 在）に設置されるなど、全国ベースでは着実に進んできている。

460

461 ○ 一方で、インセンティブ交付金等の評価指標等を用いて自治体の規模別に見ると、例  
462 えば、地域におけるリハビリテーションの推進に向けた取組について、大規模市町村では  
463 91.9% の実施に対して小規模市町村では 64.5%、認知症カフェについて、大規模市  
464 町村では 100% の設置に対して小規模市町村では 75.0%、在宅医療・介護連携の推進に  
465 係る協議会について、大規模市町村では 85.8% の設置に対して小規模市町村では  
466 43.5% など、小規模の自治体においては取組状況が相対的に低い傾向も見て取れる。

467

468 ○ こうしたことも意識しながら、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高  
469 齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築  
470 は引き続き進めていく必要がある。2040 年に向けて、以下のポイントを踏まえた上で、  
471 都道府県・市町村及び関係者が地域の状況に合わせて深化させていくことが必要であ  
472 る。

473

474 **(人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築)**

475 ○ 高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、サービス  
476 需要に大きな地域差が生じることとなる。2040 年を見据えた対応も踏まえつつ、利用  
477 者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくため、それぞれの地  
478 域類型を意識しながら、都道府県・市町村等の関係者間でサービス基盤の維持・確保に  
479 向けた議論を行うことが必要である。（I 参照）

480

481 **(医療・介護連携の推進)**

482 ○ 2040 年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が一貫して増  
483 加する。適切な医療・介護サービスの受け皿を確保するため、2040 年に向けた医療・  
484 介護連携に係る提供体制等について、各地域において新たな地域医療構想とも議論を  
485 接続させて検討を行うことや、そのために地域における医療及び介護を総合的に確保

486 するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）に基づく医療と介護の協議  
487 の場を実効性の伴う形に再編成した上で、2040 年に向けた介護の提供体制等について  
488 も本格的に議論するための体制を構築することが重要である。

489

490 **(有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援)**

491 ○ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において  
492 医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる住まいの確保は重要で  
493 ある。多様な介護ニーズの受け皿として増加している一方で、入居者の保護やいわゆる  
494 「囲い込み」等の課題も指摘されている有料老人ホームについて、サービスの質や事業  
495 運営の透明性を確保すること、また、住まいの確保が困難な事情を抱える高齢者への支  
496 援の充実が重要である。

497

498 **(介護予防の推進、総合事業の在り方)**

499 ○ 効果的な介護予防の推進のためには、地域の実情に応じて、地域支援事業の必要な事  
500 業を組み合わせたり、高齢者の保健事業と一体的に進めたりすることで、介護予防、日  
501 常生活支援に取り組んでいく必要がある。市町村が中心となって、医療・介護専門職が  
502 より専門性を発揮しつつ、高齢者や住民主体の活動団体、地域運営組織、N P O 法人、  
503 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー  
504 人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会  
505 議所・商工会、民生委員等の多様な主体を含めた地域の力を組み合わせた支え合いの体  
506 制づくりを効果的に行えるよう支援していくことが重要である。また、評価において、  
507 介護予防及び自立支援の効果測定が重要な取組は、利用実態等を把握しやすい環境を  
508 つくることが評価の推進に必要になる。

509

510 **(相談支援等の在り方)**

511 ○ 2025 年に団塊の世代が全て後期高齢者となり、2040 年に向けては、医療ニーズを有  
512 する高齢者、認知症高齢者、頼れる身寄りがない高齢者等が増加する中で、住み慣れた  
513 地域で尊厳をもって暮らすことができるよう、介護保険を始めとした多分野のサー  
514 ビス等と、住民主体の活動を含め地域の多様な主体による取組等を組み合わせた支援  
515 を行うことが重要である。加えて、地域における相談体制を確保・充実させるため、居  
516 宅介護支援事業所や地域包括支援センターの適切な連携・役割分担を図ることが必要  
517 である。なお、頼れる身寄りがない高齢者等への対応については、別途、福祉部会に  
518 おいても支援体制について議論をしているところ、こうした対応も含め、民間サービス  
519 を含む地域の様々な関係者の連携の中で対応することが適当である。

520

521 **(認知症施策の推進等)**

522 ○ 国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、都道府県や市町村がそれぞれの実情に即し  
523 た認知症施策推進計画を策定し、認知症施策を計画的に進め、認知症の人・家族が安心  
524 して暮らせるために、本人や家族が参画した共生社会を実現していくことが重要である。また、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えら  
525 れるよう、家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った施策の充実が必要である。  
526

527

528

529 **2. 医療・介護連携の推進**

530

531 **(現状・基本的な視点)**

532 ○ 2040 年にかけて、介護と医療の複合ニーズを有する 85 歳以上の高齢者が一貫して増  
533 加し、85 歳以上の方の要介護認定率は 58.2% とそれまでに比べて上昇する中、地域包  
534 括ケアシステムにおいて、これらの者が適切な医療・介護サービスを受けられるよう受  
535 け皿を確保する必要があるほか、急変があった際に必要な通院、入院等ができるよう、  
536 医療と介護の連携を強化していく必要がある。

537

538 ○ また、慢性期の患者が増加し、医療機関、介護保険施設等、居宅のいずれかでケアさ  
539 れる状況の中、在宅や介護施設における高齢者救急を支える包括的な機能を有する医  
540 療との連携も必要となる。

541

542 ○ 令和 6 年度同時改定において、施設等における高齢者の急変時における対応等を念  
543 頭に、介護保険施設と協力医療機関との連携を強化する改定が行われたところ。協力医  
544 療機関について、二次医療圏まで広げて医療・介護連携のマッチングができていない福  
545 祉施設・介護施設が一定程度あり、地域差も大きいとの指摘がある。

546

547 ○ 今般の改正医療法に基づき、新たな地域医療構想は入院のみならず、外来・在宅、介  
548 護との連携等も対象となり、かつ、医療機関から都道府県に医療機関の機能を報告する  
549 こととなる。令和 9 年度から施行となる新たな地域医療構想等との接続の観点から、都  
550 道府県の担うべき役割や市町村の担うべき役割の整理を行うとともに、地域において  
551 様々な場面や主体間で医療と介護が連携して対応していくことが必要である。

552

553 ○ 都道府県は、医療計画、介護保険事業支援計画を一体的に作成し、計画の整合性を確  
554 保するための総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場を、原則、二次医療圏単位  
555 (老人福祉圏域と概ね一致) で設置することとされているが、実効的な協議が行われて  
556 いない区域が相当数存在する。

558           **(医療と介護の協議の場)**

- 559           ○ 医療と介護の連携という観点でも、2040 年に向けて、都道府県と市町村が共通の課  
560           題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めることが求めら  
561           れる。総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、開催時期や構成員等を見  
562           直すことも含め、単に計画の整合性を確保する場ではなく、2040 年に向けた医療・介  
563           護連携に係る提供体制等について本格的に議論を行う場として、実効性を伴う形に再  
564           編成することが適当である。
- 565
- 566           ○ 第 10 期介護保険事業計画期間から総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場の運  
567           用を見直し、介護保険事業（支援）計画との関係では、例えば、総合確保方針に基づく  
568           医療と介護の協議の場の開催前に、都道府県と市町村の介護担当者で認識を合わせた  
569           上で、当該協議の場において、介護側からも医療・介護連携に関する課題提示や情報共  
570           有が行えるようにすることが妥当である。その際、請求情報（介護 DB、NDB）等に  
571           に基づく地域の医療介護の提供体制に係る地域課題の検討を行うなど、当該議論がより  
572           実効性の伴うものとなるよう、必要な取組を行うことが適当である。
- 573
- 574           ○ 加えて、2040 年に向けた介護の提供体制等について本格的に議論するための体制を  
575           構築することが重要であり、そのためには、既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロ  
576           セスの中で、市町村の場合は在宅医療等に関する区域、都道府県の場合は二次医療圏  
577           とほぼ一致する老人福祉圏域を念頭に置きながら、市町村を越えた広域的な視点で議  
578           論する場とすることが適当である。（IV 1 参照）
- 579
- 580           ○ なお、医療機関と介護施設等の具体的な連携に向けた取組については、地域医療構想  
581           及び医療計画等に関する検討会において、地域医療構想調整会議等の既存の場も活用  
582           しながら検討・協議することが検討されている。2040 年に向けた介護の提供体制等の  
583           議論の場における介護側での医療・介護連携に係る十分な議論を行ったうえで、地域医  
584           療構想調整会議や総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場（地域医療構想調整会  
585           議の下にWG を設置する等の柔軟な運用が可能）等において医療側と必要な協議を行  
586           うことが重要である。医療・介護連携に係る議論の場については、平時から市町村にお  
587           いて実施することが重要との意見もあった。

588

589           **(協議の場における検討事項)**

- 590           ○ 2040 年に向けた医療・介護連携に係る提供体制を構築するため、第 10 期介護保険事  
591           業（支援）計画の策定プロセスから、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場にお  
592           いて、足下の検討事項としては、  
593           · 請求情報（介護 DB、NDB）等に基づく地域の医療介護の提供体制に係る地域課

594 題の検討

- 595 ・ 慢性期の患者について、患者像が一部重複する者を対象とするサービス（療養病  
596 床・在宅医療・介護保険施設）が具体的にどのように受け皿となっていくかの検討  
597 ・ 高齢者施設等と協力医療機関の連携について未対応の施設へのマッチング  
598 また、中長期的な検討事項としては、  
599 ・ 医療と介護それぞれの 2040 年の見込量、地域における医療・介護の在り方  
600 ・ 医療や住まいも含めた需要に適した提供体制への転換  
601 ・ 事業所の協働化等、連携の推進の検討  
602 ・ 広域的な医療・介護提供体制の必要性の検討  
603 ・ 入退院支援における医療と介護の連携の在り方の検討  
604 等の事項について議論を行い、介護保険事業（支援）計画に必要な取組等を位置付ける  
605 ことが適当である。

606 **(在宅医療・介護連携推進事業)**

- 607 ○ 在宅医療・介護連携推進事業では、地域の医師会等の関係者とも連携し、相談窓口の  
608 設置や看取り時等の情報連携ツールの整備を行っているが、自治体によって取組に差  
609 がある状況である。今後、かかりつけ医機能を都道府県に報告することとなることに加  
610 え、在宅医療に必要な連携を担う拠点を都道府県が医療計画に位置付けている中、地域  
611 の医療・介護資源の状況に留意しつつ、普及していくことが必要である。  
612

613 **3. 有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援**

614 **(現状・基本的な視点)**

- 615 ○ 地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生  
616 活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保  
617 健、医療、介護等のサービスが提供される前提となる。独居の高齢者や住まいの問題を  
618 抱える高齢者の増加が見込まれる中、住まいをいかに確保するかは、老齢期を含む生活  
619 の維持の観点に加え、地域共生社会の実現や深化という観点からも重要な課題である。  
620  
621 ○ 有料老人ホームやサ高住等の高齢者住まいは、多様な介護ニーズの受け皿として、介  
622 護サービスの提供の場となっており、終の住処としての役割も増している。特定施設入  
623 居者生活介護の指定を受けた介護付き有料老人ホームのみならず、住宅型有料老人ホ  
624 ームにおいても、自法人又は関係法人が運営する介護サービス事業所等と事実上一体  
625 となって、介護度の高い高齢者や医療的ケアの必要な高齢者等を受け入れる事業も展  
626 開している。  
627  
628  
629

- 630
- 631 ○ 有料老人ホームのような形態のサービスは、各地域において介護施設との役割分担
- 632 の下、健全に発展していくことが期待される。
- 633
- 634 ○ こうした中、一部の住宅型有料老人ホームにおける入居者に対する過剰な介護サー
- 635 ビスの提供（いわゆる「囲い込み」）の問題が長年にわたり指摘されており、「全世代型
- 636 社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）におい
- 637 て「事業実態を把握した上で、より実効的な点検を徹底するとともに、サービス提供の
- 638 適正化に向けた更なる方策を検討し、必要な対応を行う」こととされた。
- 639
- 640 ○ さらに、有料老人ホームの入居者の安全等が脅かされる事案として、令和6年秋頃に、
- 641 住宅型有料老人ホームにおいて、給料の未払いに伴う職員の一斉退職により入居者へ
- 642 のサービス提供が行われず、入居者が短期間に転居を余儀なくされた事案が発生した。
- 643 また、同年秋頃には高齢者住まいの入居者紹介事業者に対する高額紹介手数料の支払
- 644 に係る課題が浮き彫りとなった。
- 645
- 646 ○ こうした有料老人ホームの運営の透明性や、提供されるサービスの質の確保に関する
- 647 課題が指摘されており、現行の届出制の下での都道府県等による指導監督の限界も
- 648 指摘されている。
- 649
- 650 ○ また、高齢者単身世帯の更なる増加、持ち家率の低下など、住まいの確保に困難を抱
- 651 える高齢者の増加が見込まれ、住まい支援のニーズは今後ますます高くなることが想
- 652 定される。有料老人ホームやサ高住等の高齢者住まいや、居宅での生活が困難な低所得
- 653 の者の受け皿としての機能を果たしている養護老人ホーム・軽費老人ホームが地域の
- 654 ニーズに応じて適切に確保されることが重要である。
- 655
- 656 ○ 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、三位一体の改革によって税源移譲され、
- 657 自治体単独で負担・助成しており、それぞれ市町村、都道府県に対して地方交付税措置
- 658 がなされている。こうした中、自治体における社会経済情勢や地域の実情等を勘案した
- 659 運営費の改定が進まず、経営が悪化している施設が一定数あること、市町村の措置制度
- 660 を含め認知度が高いといえず、制度の活用促進が課題となっている。
- 661
- 662 ○ こうした中、令和7年度老人保健健康増進等事業として、「養護老人ホーム及び軽費
- 663 老人ホームの適切な運営に向けた地方自治体の取組に関する調査研究事業」において、
- 664 更なる認知度向上や各自治体における活用促進に向けた方策を検討しているところで
- 665 ある。

- 666
- 667 ○ また、令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立し、居住支援法人等が大家と連  
668 携し、見守りや福祉サービスへのつなぎを行う「居住サポート住宅」が創設され、市区  
669 町村による居住支援協議会の設置や、居住支援協議会と地域ケア会議等の福祉関係の  
670 会議体との連携が努力義務化された。居住支援協議会等の場も活用しながら、住宅部局  
671 と福祉部局が連携し、住まいの確保と生活支援の一体的な支援の推進や、低廉な家賃の  
672 住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることが重要である。
- 673
- 674 (有料老人ホームにおける安全性及び質の確保)
- 675 ○ 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人  
676 ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規  
677 制の導入を検討することが適当である。この事前規制の対象は、入居する要介護者等の  
678 安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要  
679 介護者や、医療ケアをする要介護者等を入居対象とする有料老人ホームとすることが  
680 適当である。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや、軽度の  
681 高齢者のみが入居しているが中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人  
682 ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームに  
683 おいて入居者の尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化する必要がある。なお、  
684 入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるもので  
685 あり、全ての有料老人ホームを事前規制の対象にすべきとの意見があった。
- 686
- 687 ○ 自治体が事前規制の対象となる有料老人ホームについて適切に判断・把握ができる  
688 よう、全ての有料老人ホームに対し、契約書に入居対象者（入居可能な要介護度や医療  
689 の必要性、認知症、看取り期の対応の可否）を明記し、公表するとともに、自治体に提  
690 出する事業計画上記載することを義務付ける必要がある。
- 691
- 692 ○ こうした制度を導入する場合、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、介護・医療  
693 ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面  
694 の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基  
695 準を設ける必要がある。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、  
696 看取り指針の整備が必要と考えられる。
- 697
- 698 ○ また、こうした制度を導入する場合、参入後の事業運営の質の維持が確保されること  
699 も重要であるため、更新制の設定等が必要である。また、不正等の行為により行政処分  
700 を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、開設  
701 を制限する制度を導入することも必要である。

- 702
- 703 ○ 事業廃止や停止等の場合においては、事業者が、十分な時間的余裕を持って説明する
- 704 とともに、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との
- 705 調整について、行政と連携しながら責任を持って対応することに関する一定の義務付
- 706 けが適当である。
- 707
- 708 ○ 事業者自らの質の改善と高齢者やその家族の適切なサービス選択に資するため、情
- 709 報公表システムの充実と併せ、事業者団体による既存の第三者評価の仕組みを制度的
- 710 に位置付けることが適当である。
- 711
- 712 (入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択)
- 713 ○ 入居契約の透明性を確保する観点から、全ての有料老人ホームが、契約書や重要事項
- 714 説明書、ホームページ等において、十分な説明や情報提供を行うことを確保する必要が
- 715 ある。また、契約書や重要事項説明書を契約前に書面で説明・交付することを義務付け
- 716 することが適当である。
- 717
- 718 (入居者紹介事業の透明性や質の確保)
- 719 ○ 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医
- 720 療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制
- 721 度における行動指針にのっとり適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・
- 722 選択できるよう、同制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優
- 723 良事業者として認定する仕組みを創設することが適当である。
- 724
- 725 (いわゆる「囲い込み」対策の在り方)
- 726 ○ 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されるこ
- 727 とが重要であり、有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法
- 728 人、若しくは提携関係等にある場合において、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの
- 729 独立性を担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当
- 730 者の設置等の措置を行うことが適当である。
- 731
- 732 ○ また、入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、若しくは同一・関連法人や
- 733 提携関係のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所の利用を契約条件とするこ
- 734 とや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネ
- 735 ジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることが適当である。
- 736
- 737 ○ 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該

738 有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表  
739 され、その内訳や収支を含めて確認が必要である。

740

741 **(特定施設入居者生活介護)**

742 ○ 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの  
743 必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定  
744 施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の  
745 場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を  
746 促すことが必要である。

747

748 ○ また、第10期介護保険事業（支援）計画や老人福祉計画の策定に向けて、都道府県  
749 との連携により、高齢者住まいごとの基本情報（例えば定員数や実際の入居者数、特定  
750 施設の指定の有無等の情報の一覧）、入居者の要介護度別の人数や割合等の集計情報、  
751 高齢者住まいのマッピング等を、保険者たる市町村自身が把握・整理していく仕組みが  
752 必要である。このため、有料老人ホームにおける入居定員総数や要介護者の入居状況に  
753 ついて、介護保険事業（支援）計画の記載事項を整理することが必要である。

754

755 **(ニーズに応じた住まいの選択)**

756 ○ 養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、居宅での生活が困難な低所得の者の住  
757 まいの選択肢の一つとして、更なる認知度向上を図るとともに、各自治体における活用  
758 促進のため、施設が抱える課題や現状や、自治体の取組や好事例を把握した上で、地方  
759 自治体に対する説明会や会議等を通じて、都道府県における広域的な支援を促進して  
760 いく必要がある。

761

762 ○ 養護老人ホーム・軽費老人ホームの経営改善に向け、それぞれの自治体の管内に所在  
763 する施設の収支差等の経営状況の分析を通じて、経営状況を踏まえた基準引上げの助  
764 言を行う等の自治体に対する伴走支援を推進していく必要がある。

765

766 **(住まいと生活の一体的支援)**

767 ○ 改正住宅セーフティネット法が目的とする自治体住宅部局と福祉部局の連携による  
768 包括的な住まい支援体制の構築に向けて、基本指針の策定に当たっては、高齢者が可能  
769 な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる  
770 ための居住施策との連携を促進する観点から、介護サービス等に関する施策を、居住等  
771 に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進することが重要であること等  
772 の内容を盛り込むことが適当である。

773

774 ○ また、地域支援事業の一つである「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」につ  
775 いて、令和6年に改正住宅セーフティネット法が成立したことを踏まえ、取組の具体的  
776 な例示や居住支援法人等への事業委託が可能である旨を明確化するなど、要綱の見直  
777 しを行ったところ、こうした事業を活用し、高齢者が民間賃貸住宅等に円滑に入居して  
778 安心して生活ができるよう、不動産関係団体や地域の関係者、住宅部局・福祉関係部局  
779 等が連携して、総合的・包括的に支援できる体制を構築することが求められる。

780

781

#### 782 4. 介護予防の推進、総合事業の在り方

783

##### 784 (現状・基本的な視点)

785 ○ 要介護（要支援）の認定者数は、2022年度末現在で694万人であり、介護保険制度  
786 施行後の23年間で約2.7倍に増加している。一方で、ピーク時の2015年の要介護認  
787 定率（年齢調整済み）が17.9%であったのに対して、足下の2023年の要介護認定率は  
788 16.3%となっており、減少傾向にある。引き続き、介護予防を推進し、高齢者の自立支  
789 援や重度化防止に取り組むことが重要である。

790

791 ○ 総合事業については、令和6年8月までに地域支援事業実施要綱等の改正を行い、そ  
792 の充実に向けた取組を推進しているところである。令和7年5月末時点における各市  
793 町村の総合事業のサービス・活動事業等の実施状況を見ると、類型毎のサービス・活動  
794 の実施市町村の割合は、訪問型・通所型ともに従前相当サービスの割合が最も高くなっ  
795 ている。また、市町村が評価を踏まえた改善に十分に取り組めていない実態があるなど、  
796 多様な主体の参画による多様なサービス・活動の充実に向けては、引き続き、市町村が  
797 実効的に取組を進めることが重要である。

798

799 ○ 中山間・人口減少地域では、担い手不足が進んでいることにより、要介護者を含めた  
800 サービス提供体制に課題が生じている。こうした中で、介護予防や重度化防止等に取り  
801 組むことがより一層重要となるが、こうした中山間・人口減少地域においては、市町村  
802 が限られた体制で自ら現状・課題を評価した上で地域をリデザインしていくことには  
803 一定の課題がある。多分野にわたる関係者が協働し、より積極的に地域づくりを行える  
804 体制を整備するためには、都道府県による伴走的支援も必要である。

805

806 ○ 住民主体の通いの場への参加や高齢期における就労など、高齢者の社会参加の拡大  
807 が、要介護状態となるリスクや認知症発生リスクの低減に効果があるとの研究成果が  
808 繰り返し報告されている。要介護認定率の減少に効果的な施策を展開するために、介護  
809 予防施策の実施状況や取組の評価を行える体制を整備することも必要である。その際、

810 都道府県や市町村が取り組みやすいよう、既存データを活用する等の工夫が必要である。  
811

812

### 813 (総合事業)

- 814 ○ 市町村が、総合事業のサービス・活動の実施状況について適切に評価を行い、当該評  
815 価を踏まえて実効的に改善を図ることができるよう、自治体の関係者が取り組みやす  
816 くなるような効果検証手法の具体化を進めていくことが適当である。
- 817
- 818 ○ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主  
819 体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことが重要であり、都道府県介護保険事  
820 業支援計画への位置付けにより支援を推進することが適当である。その際、都道府県は、  
821 支援により多様な主体とのつながりが推進されているか確認しながら進めることが重  
822 要である。
- 823
- 824 ○ 各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目し  
825 て分析・評価を行うことが重要である。特に、介護予防及び自立支援の効果が増大する  
826 と認められる者に対して、本人の目標達成のための計画的な支援を保健医療専門職に  
827 より提供するサービス・活動Cについては、実施状況とともに、利用者の要介護度や心  
828 身機能の変化を把握することが重要であることから、指定事業者による請求・支払の仕  
829 組みを活用して介護レセプトとして実施の状況等を収集する新たな仕組みを構築する  
830 とともに、関連データを組み合わせた評価を可能とすることが適当である。なお、サー  
831 ビス・活動C以外についても、全ての類型のサービス・活動の利用者の利用状況や要介  
832 護度を把握できるように、データベースを作り見える化すべきとの意見があった。
- 833
- 834 ○ 高齢者の介護予防や日常生活支援は総合事業だけで実現できるものではないもので  
835 あり、地域における互助を推進するとともに、総合事業に該当しない多様な活動や事業  
836 を含めた、地域の支え合い体制の状況把握と評価が重要である。
- 837
- 838 ○ 総合事業の評価にその結果を活用することが可能な介護予防・日常生活圏域ニーズ  
839 調査（以下「ニーズ調査」という。）について、第11期介護保険事業計画の策定に当た  
840 って実施するニーズ調査に向けて、国が標準的な調査方法等を提示した上で、そのデー  
841 タを収集し、各市町村が効果的な介護予防施策を展開できるよう、見直しを検討する  
842 必要がある。その際、国や自治体等が関連データを有効活用し、各施策を評価・改善する  
843 ための環境整備を行うことが必要である。
- 844
- 845 ○ 都道府県が実施している地域リハビリテーション支援体制の整備や市町村が実施し

846 ている通いの場の取組、サービス・活動C、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実  
847 施等の介護予防関連施策は、従来、個別事業として取り組んできたが、効果的な介護予  
848 防の取組を進めるためには、地域の実情に応じた関連施策の連携の方法や医療専門職  
849 等の適切な関与の方策について議論を進めていく必要がある。

- 850
- 851 ○ 通いの場での医療専門職の活用が推奨されているが、現状として医療専門職の確保  
852 が困難な中で、例えば、年に数回、介護老人保健施設等において通いの場を開催すること  
853 で医療専門職が関与する機会を確保し、活動の質を高めるなど、施設と連携した体制  
854 を構築していくことも重要である。

855

#### 856 (介護予防を主軸とした多機能の支援拠点)

- 857 ○ 「通いの場」は、住民主体の介護予防の取組を推進する場として、高齢者の社会参加  
858 を促すとともに、地域における支え合い機能や多世代交流の場として機能することで、  
859 地域共生社会の実現の一翼を担ってきた。
- 860 ○ 今後、高齢者支援の担い手が不足することを見据え、高齢者の健康寿命の延伸に資す  
861 る介護予防の取組を中心に、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図り地域で支え  
862 合うことが必要になる。
- 863 ○ 2040 年を見据えると、高齢化や人口減少のスピードについては地域によって大きな  
864 差が生じ、また、サービス供給の状況も地域によって様々となることが想定されるため、  
865 幅広い市町村において、高齢者の介護予防を主軸とし、障害、子育て、生活困窮等の地  
866 域の抱える課題の支援を一体的に実施する多機能の拠点を整備し、その運営を推進す  
867 る事業について、総合事業に位置付けることが適当である。

870

#### 871 (保険者機能強化推進交付金等)

- 872 ○ 限られた資源を活用して地域の実情に合わせた取組で成果を上げている自治体がよ  
873 り適切に評価される仕組みが重要である。
- 874 ○ 適切に自治体の取組が進むような評価指標の設計が重要である。そのためには、デー  
875 タの標準化や分析を恒常的に行いながら、指標の一層の精緻化を図っていく必要があ  
876 る。
- 877

878

## 879 5. 相談支援等の在り方

880

882 (現状・基本的な視点)

- 883 ○ 2025 年に団塊の世代が全て後期高齢者となり、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者  
884 等の医療ニーズが高い高齢者、認知症高齢者など、複合的な課題を抱える世帯の増加等  
885 が見込まれている。また、世帯数の推移を見ると、高齢者単身世帯は更に増加し、2050  
886 年頃には全世帯のうち 5 世帯に 1 世帯が高齢者単身世帯になることが想定されており、  
887 こうした世帯構成の変化に伴って、頼れる身寄りがない高齢者や独居の認知症高齢  
888 者等（以下この 5. において「頼れる身寄りがない高齢者等」という。）の増加が見  
889 込まれている。
- 890
- 891 ○ こうした中で、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らすことができるよう、退  
892 院支援や認知症ケアパスにおける医療・介護の連携のハブとして、在宅の中重度者を支  
893 えるためのケアマネジメントの推進が必要である。また、高齢者の抱える様々な生活課  
894 題について、介護保険のサービスと地域の様々なサービス等を組み合わせた支援を行  
895 うことが必要である。
- 896
- 897 ○ こうしたニーズも踏まえて、地域として必要な相談支援が提供されるよう、地域包括  
898 支援センターや居宅介護支援事業所は、適切な連携・役割分担を図ることが必要であり、  
899
  - ・ 地域包括支援センターは、医療・介護連携を始めとする地域のネットワークづくり  
900 や、地域における社会資源の創出など、地域全体の支援に重点を置き、
  - ・ 居宅介護支援事業所は、医療機関や地域の関係者との連携の下、個々の利用者に対  
901 するケアマネジメントに重点を置き、地域の様々な社会資源をケアプランに位置付  
902 けることによる個別的な支援を推進することが適当である。
- 903
- 904 ○ 一方で、特に、頼れる身寄りがない高齢者等への生活課題については、地域の適切  
905 なつなぎ先が明確化されていないこと等により、現在でも、介護支援専門員（ケアマネ  
906 ジャー）等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケース  
907 も増加している。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマ  
908 ネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、地域課題として地域  
909 全体で対応を協議することが必要である。
- 910
- 911 ○ こうした課題に対応するに当たっては、基本的には市町村が主体となって、地域包括  
912 支援センターやケアマネジャーの協力を得ながら、関係機関間の連携により、地域ケア  
913 会議等を活用して地域課題として議論し、必要な資源を整理するとともに、必要な関係  
914 者・関連事業につなげていくことが考えられる。
- 915
- 916 ○ 地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、生活圏域の高齢者のニーズ
- 917

918 をきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要であるが、こう  
919 した取組を主導するに際して、業務量過多、地域での連携機関の不足といった課題が指  
920 摘されており、地域包括支援センターの業務の在り方について、整理することが必要で  
921 ある。

922

923 ○ また、ケアマネジャーは、高齢者が最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活  
924 を送ることができるようにするための要であり、高齢者が抱える課題の複雑化・複合化  
925 に伴って、多様な対応が求められ、その役割の重要性は増大している。一方、足下に  
926 おいて、ケアマネジャーの従事者数は横ばい・減少傾向にあり、生産年齢人口の急速な  
927 減少が見込まれる中で、将来的な人材確保が課題である。このような中にあっても、ケ  
928 アマネジャーが、医療・介護の連携のハブとして、その専門性を十分に発揮し、一人一  
929 人の高齢者に寄り添ったケアマネジメントに注力できる環境を整備することが必要で  
930 あり、人材確保、業務負担軽減、資質の向上等の施策を総合的に講じることが必要であ  
931 る。

932

933 (頼れる身寄りがない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等)

934 ○ 頼れる身寄りがない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、  
935 各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるよ  
936 うな取組を推進することが必要である。

937

938 ○ それに当たって、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、  
939 地域ケア会議の運営について市町村から地域包括支援センターへの一部委託を可能と  
940 することが適当である。

941

942 ○ また、頼れる身寄りがない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課  
943 題として解決していくには、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全  
944 体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない  
945 支援が提供される地域づくりを推進することが必要である。この観点から、地域ケア会  
946 議においては、地域づくりにかかわる生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進  
947 員、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等の関係職種の役割も重要である。

948

949 ○ あわせて、多様な困りごとを地域全体で支えていくためには、障害や生活困窮等の福  
950 祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進することが  
951 必要であり、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体  
952 の柔軟な参加を促すことが適当である。

954 ○ 地域において、頼れる身寄りがない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、  
955 地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、頼れる  
956 身寄りがない高齢者等への相談対応を行うことを明確化し、住民を含めた地域の  
957 関係者との協働や多機関連携の役割を更に發揮できるようにすることが適当である。  
958 あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用  
959 しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進すること  
960 が必要である。

961  
962 ○ また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な  
963 関係者が連携・協働して対応を行う体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケ  
964 アマネジメント支援事業においても、頼れる身寄りがない高齢者等に係る課題への  
965 対応を含めることを明確化することが適当である。

966  
967 ○ 市町村等において頼れる身寄りがない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のた  
968 めに緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑  
969 な実施等に向けた方策の整理が必要である。

970  
971 (介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方)

972 ○ 介護予防ケアマネジメントのうち約4割は地域包括支援センターから居宅介護支援  
973 事業所への一部委託により実施されている実態を踏まえ、地域包括支援センターの更  
974 なる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進す  
975 る観点から、利用者の属性を問わず、介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支  
976 援事業所による直接実施を可能とすることが適当である。

977  
978 ○ 加えて、介護予防ケアマネジメントについては、アセスメントの結果に基づくケアマ  
979 ネジメントプロセスの効率化を図ってきてていることを踏まえ、介護予防支援のプロセ  
980 スについても効率的な実施に向けた検討が必要である。

981  
982 (ケアマネジャーの資格取得要件の見直し)

983 ○ ケアマネジャーの新規入職を促進するとともに、医療・介護の連携の要として多様な  
984 背景を持つケアマネジャーの参入を促進する観点から、業務として直接的な対人援助  
985 を行うなど、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる実務経験を有しているか、  
986 また、養成課程等において、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる知識を学ん  
987 でいるかといった点に着目し、介護支援専門員実務研修受講試験の受験対象である国  
988 家資格について、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心  
989 理師を追加することが適当である。

- 990
- 991 ○ また、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件である5年の実務経験年数につ  
992 いても、3年に見直すことが適当である。
- 993
- 994 (ケアマネジャーの業務の在り方の整理)
- 995 ○ ケアマネジャーが、その専門性を一層発揮できるような環境を整備する観点から、  
996 個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるよう、法定業務の中でも、ケ  
997 アプラン作成等業務については、ケアプランデータ連携システム等のICTの活用に  
998 よる効率化をより一層推進するとともに、法定業務の中でも、給付管理を始めとする事  
999 務的な業務については、ケアマネジャーに求められる役割との関係等も踏まえて、生産  
1000 性向上や適切な業務分担のための環境整備等を推進することが必要である。
- 1001
- 1002 ○ また、頼れる身寄りがない高齢者等への生活課題への対応として、ケアマネジャー  
1003 が担うことの多い法定外業務（いわゆるシャドウワーク）については、地域ケア会議も  
1004 活用しながら地域課題として議論し、実効的な課題解決につながるような取組を推進  
1005 することが考えられる。こうした議論を行う際、緊急時の対応など、高齢者に対する必  
1006 要な支援が途切れることのないよう、十分に配慮することが必要である。
- 1007
- 1008 (ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し)
- 1009 ○ 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、研修を通じたケアマネジ  
1010 ャーの資質の確保・向上が重要であり、更新研修を含めた法定研修の意義は今後も変わ  
1011 るものではないが、一方で、時間的・経済的負担が大きいとの声があるところであり、  
1012 ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、利用者への支援に充当する時間の  
1013 増加につなげる観点から、可能な限りこうした負担の軽減を図ることが重要である。
- 1014
- 1015 ○ このため、近年では、適切なケアマネジメント手法を法定研修に組み入れるなど、ケ  
1016 アマネジャーの専門性の向上に向けた取組が進んできたこと等を踏まえ、法定研修の  
1017 受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止（主任ケアマネ  
1018 ジャーについても同様）とすることが適当である。
- 1019
- 1020 ○ 一方で、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得  
1021 に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、引き続き定期的な研  
1022 修の受講を行うことを求めることが適当である。これにより、更新制と研修受講の紐付  
1023 けがなくなり、研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務がで  
1024 きなくなるといった取扱いがなくなる効果が見込まれる。なお、研修の受講方法につい  
1025 ては、分割して受講するなど、柔軟な受講ができる環境整備を行うとともに、可能な限

1026 り、時間数を縮減することを検討することが適当である。あわせて、経済的な負担軽減  
1027 の観点から、地域医療介護総合確保基金の活用促進を進めることが適当である。また、  
1028 都道府県が実施する研修の内容の改善を図る取組を検討することが適当である。

1029  
1030 ○ 研修の受講を担保するため、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、研修時間に  
1031 ついて労働時間として扱うことについて引き続き周知徹底するとともに、ケアマネジ  
1032 ヤーが研修を受けられるよう、必要な配慮を求めることするほか、現行制度における  
1033 履行確保の仕組みも踏まえて、ケアマネジャー本人への必要な措置を講ずる必要がある。  
1034 また、ケアマネジャーとして従事していない期間については研修を免除し、再度従  
1035 事する際に改めて研修を受講する仕組みを設けることが適当である。

1036  
1037 (主任ケアマネジャーの位置付けの明確化)  
1038 ○ I C T 等の活用により業務の効率化を進めつつ、居宅介護支援事業所と地域包括支  
1039 援センターの役割分担等を通じて、主任ケアマネジャー本来の役割を十分に発揮する  
1040 ことができるよう取り組んでいくことが必要である。

1041  
1042 ○ 居宅介護支援事業所又は地域のケアマネジャーの活動に対する援助及び協力を行う  
1043 とともに、居宅介護支援事業者、包括的支援事業を行う者、介護サービスや他の保健・  
1044 医療・福祉サービスを提供する者等の地域の関係者との連絡調整の中心的な役割を果  
1045 たす者として、主任ケアマネジャーの位置付けを明確化することが適当である。あわせ  
1046 て、主任ケアマネジャーがその本来の役割を発揮できるよう、その環境整備を進めること  
1047 が必要である。特に居宅介護支援事業所の管理者として行っている労務・財務管理の  
1048 業務と、ケアマネジメントやケアマネジャーの育成といった業務との役割分担が課題  
1049 であり、居宅介護支援事業所の管理者要件についても引き続き介護給付費分科会で検  
1050 討していくことが適当である。

1051  
1052 (有料老人ホームに係る相談支援)  
1053 ○ 有料老人ホームに対する登録制といった事前規制の導入の検討(Ⅱ 3 参照)に関して、  
1054 登録制の対象となる有料老人ホームにおける介護サービスの提供の場としての体制確  
1055 保と併せて、要介護者が集住しているという特性に鑑み、それと密接に関わるケアマネ  
1056 ジメント側の体制確保を図ることも必要である。入居者に対して行われるケアマネジ  
1057 メントの独立性の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントと  
1058 は別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム(特定施設を除く。)の  
1059 入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を  
1060 創設することが考えられる。

1061

1062 ○ この場合において、新たな相談支援を担う事業者の報酬については、現行の特定施設  
1063 入居者生活介護と同様、ケアプラン作成と生活相談を評価する定額報酬とすることを  
1064 念頭に、今後、介護給付費分科会等で議論することが適当である。

1065

1066 **(過疎地域等における包括的な支援体制の整備)**

1067 ○ 福祉部会で議論している、過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みにおいては、  
1068   ・ 介護、障害、こども、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、分野横断的に実施する仕組みとし、これに伴い配置基準も分野横断的なものとともに、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とすることや、  
1069   ・ 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に各制度における既存の関係補助  
1070   金について一体的な執行を行える仕組みとすること、  
1071   が提案されている。他制度との一体的な取組を効果的・効率的に進めるため、この仕  
1072   組みにおいて、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント  
1073   支援事業、地域介護予防活動支援事業及び生活支援体制整備事業も実施できるよう  
1074   することが適当である。

1075

1076 **(災害等の有事に備えた地域包括支援センターの体制整備)**

1077 ○ 地域包括支援センターは、災害や感染症等の発生時において、支援が必要な高齢者の把握や関係機関との連絡調整など、各地域において重要な役割を有する。地域包括支援センターとしての業務継続計画（B C P）の策定を義務化し、市町村と連携して体制を整備することを通じて、有事に備えた平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことが必要である。

1078

1079 **6. 認知症施策の推進等**

1080

1081 **(現状・基本的な視点)**

1082 ○ 2025 年から 2040 年に向けた人口動態的特性は、85 歳以上の高齢者の急増である。  
1083 85 歳を超えると、要介護認定率のみならず認知症有病率が大きく上昇する。認知症又  
1084 は軽度認知障害（M C I）の方は、65 歳以上高齢者の約 28%を占めるとされており、  
1085 2022 年の認知症および M C I の性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、  
1086 2040 年の認知症者高齢者数は 584.2 万人、M C I 高齢者数は 612.8 万人と推計されて  
1087 いる。また、認知症高齢者に占める独居の認知症高齢者の割合は、2025 年の段階では  
1088 22%、2040 年の段階で 23%と推計されている。

1098 ○ 独居の認知症高齢者については、日常の生活支援を担う家族や親族がない場合には、必要な情報を入手し、必要な社会的支援につながることが困難であるため、同居家族がいる場合よりも、社会的孤立のリスクが高い。このため、医療支援、生活支援、権利擁護支援等の複合的な支援ニーズを抱えている。

1102  
1103 ○ 令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記された。認知症の人本人の声を尊重し、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づき施策を推進することとしている。

1109  
1110 **(認知症基本法に基づく取組の推進)**

1111 ○ 2040年に向けた超高齢社会においては、認知機能の低下とともに生きる高齢者の権利利益を保護するために、社会的孤立を解消し、地域社会とつながり、アウトリーチも含めた必要なサービスのアクセシビリティを高める地域づくりに加えて、権利擁護・意思決定支援を包含した地域包括ケアシステム、そして、認知症疾患の早期発見・早期診断を可能とするための医療提供体制、すなわち地域の特性に応じた統合的なサービス提供を行っていく必要がある。また、認知症の人や家族の安心のため、地域の介護保険施設との連携を強化することが重要である。

1118  
1119 ○ 認知症の人・家族が安心して暮らせるために、認知症の人を含めた国民一人一人が「新しい認知症観」に立ち、本人や家族が参画した共生社会を実現していくことが重要であり、そのためにも、国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、都道府県や市町村がそれぞれの実情に即した認知症施策推進計画の策定を進めることが重要である。その計画策定を国が支援していく中で、認知症の人本人の参加・参画の取組の周知等を図り、確実に本人や家族の参加・参画を進める必要がある。

1125  
1126 ○ 認知症に対する医療の体制を地域全体で確認・再構築するため、2. の総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場における議論が可能となるよう、第10期介護保険事業計画に向けた基本指針等に認知症に対する医療資源の役割の考え方を明示し、介護保険事業支援計画や認知症施策推進計画の策定過程等において、都道府県と市町村が相互に、認知症に対する医療資源の現状と役割を確認して在り方の議論を重ねることが必要である。

1132  
1133 ○ これまで、認知症地域支援推進員の配置や認知症カフェ等の地域の場の取組が広く

1134      自治体で展開されているところであるが、認知症施策推進基本計画における「認知症の  
1135      人の社会参加の機会の確保等」や「相談体制の整備等」の取組を進めるため、地域の実  
1136      情に応じた認知症地域支援推進員の適切な配置を一層進めるとともに、認知症カフェ  
1137      の取組からピアサポート活動等に広がっている現状を踏まえ、認知症の人や家族の相  
1138      談支援体制の充実、社会参加を進めていくことが重要である。

1139

1140      ○ こうした中で、ピアサポートや本人ミーティングといった取組の現状を把握し、認知  
1141      症の人本人と協議を重ねながら、モデル実施も含めた支援に向けた枠組みを段階的に  
1142      構築し、診断前・診断後の不安を受け止め、認知症の人の社会参加の促進を図ることが  
1143      適当である。

1144

1145      ○ また、認知症の人本人の意見を聞くことについて、介護従事者に対する研修の見直し  
1146      時期を捉えて研修に組み込むことが適当である。成年後見制度については、法制審議会  
1147      にて見直しに向けた議論が進められており、こうした議論の動向も踏まえて、新たな成  
1148      年後見制度の施行までに、高齢者の利用支援について、必要な対応を検討することが必  
1149      要である。

1150

#### 1151      (家族介護者への相談支援体制)

1152      ○ 家族介護者への支援については、市町村や地域包括支援センターにおいて、地域支援  
1153      事業の任意事業である家族介護支援事業や総合相談支援により支援を行ってきており、  
1154      支援マニュアルの作成や地域包括支援センターの土日開所等の促進を行ってきた。

1155

1156      ○ 複雑化・複合化した課題を抱える高齢者やその家族の多様なニーズに応えられるよ  
1157      う、また、育児・介護休業法の改正による企業側での仕事と介護の両立支援の取組も踏  
1158      ましたものとなるよう、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」  
1159      (令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)による政府全  
1160      体の方針等も踏まえ、家族介護者支援に係る実態・ニーズに沿った施策の充実を図ること  
1161      が必要である。

1162

1163 **III 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援**

1164 **1. 総合的な介護人材確保対策**

1165

1166 **(現状・基本的な視点)**

1167 ○ 高齢者が増加して介護需要が増大する一方で、担い手となる生産年齢人口の減少が  
1168 進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材を確  
1169 保することは喫緊の課題である。その際、介護人材については、量と質の両方の側面で  
1170 確保策を講じていくことが必要である。

1171

1172 ○ 国においてはこれまで、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離  
1173 職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など、  
1174 総合的な介護人材確保対策に取り組んできたところ、介護の現場で働く幅広い職種の  
1175 方々について他職種と遜色ない処遇改善に向けた必要な対応を行うとともに、介護現  
1176 場における職場環境改善に向けた生産性向上の推進、介護職の魅力向上、介護現場の経  
1177 営改善に向けた支援等について、国、都道府県、市町村、地域の関係者が連携し、一體  
1178 的に推進していくことが重要である。その際、都道府県や市町村、地域の関係者が、地  
1179 域の実情も踏まえて議論し、対策を講じていく必要がある。

1180

1181 ○ また、その前提として、地域の状況の分析や対策を行うための基本的な考え方を国に  
1182 おいて示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行うなど、データ  
1183 に基づき対策を行っていくことが必要である。

1184

1185 **(人材確保のためのプラットフォーム)**

1186 ○ 人材確保のためのプラットフォーム機能については福祉部会において議論されてい  
1187 るが、高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の  
1188 問題が存在する中で、地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析するこ  
1189 とで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能を果たしながら、ネットワークの中  
1190 で協働して実践的に課題解決に取り組むための機能として、都道府県が設置主体とな  
1191 って、介護人材確保に関するプラットフォームを構築することが必要である。

1192

1193 ○ その際、都道府県単位の情報を共有する協議の場に加え、より狭い圏域で地域の実情  
1194 に応じた個別課題に対する実践的な取組を創出していくため、「人材確保・定着」「職場  
1195 環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」等の地域ごと  
1196 の個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取るこ  
1197 とで、P D C Aサイクルを回していくことが重要である。

1198

1199 ○ なお、介護人材確保の前提として処遇改善は必須であるとの意見や、他産業が大幅に  
1200 賃金改善を進める中で、介護従事者の処遇改善が十分ではないことで他産業への人材  
1201 流出が起きているとの意見があった。

1202

1203

1204 **2. 介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進**

1205

1206 **(現状・基本的な視点)**

1207 ○ 今後、介護サービス需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくこと  
1208 が見込まれる中、介護人材の確保が喫緊の課題であり、介護テクノロジー等を活用し、  
1209 介護職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する生産性向上の取組を  
1210 一層推進することが重要である。

1211 ○ 介護現場における生産性向上においては、

- 1212 · テクノロジーの活用や、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト／シェアの推  
1213 進
- 1214 · これにより職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により生み出した時  
1215 間を直接的な介護ケアの業務に充てるとともに、職員への投資を充実すること  
1216 を通じ、介護サービスの質の向上につなげることが必要である。

1217 (※) この意見書でいう「生産性向上」はこの考え方に基づくものである。

1219 ○ 「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）では、2040年に向けて介護分野全  
1220 体で20%の業務効率化を目指とし、2029年度までの5年間の集中的な支援を実施して  
1221 いくこととしている。

1223 ○ これまで、「介護事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」の普  
1224 及、いわゆる介護助手等の普及促進、介護テクノロジーの導入支援、生産性向上に係る  
1225 各都道府県の責務規定の創設、施設系サービス等の生産性向上の取組を評価する加算  
1226 の創設等が進められてきた。

1228 ○ 令和5年度から各都道府県において、地域の関係者が参画した協議体である介護現  
1229 場革新会議において戦略的に生産性向上の取組を議論するとともに、介護事業者等か  
1230 らの生産性向上等に関する相談を受け付け、適切な支援に取り組む「介護生産性向上総  
1231 合相談センター」を設置しており、令和8年度までに全都道府県での設置を目標として  
1232 いる。

1233

1234

- 1235 ○ 「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日）を踏まえ、厚生労働  
1236 省において「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をと  
1237 りまとめ、取組例の作成・周知とともに、事業者が協働して行う職場環境改善への支援  
1238 等を実施しているが、当該支援の実施は12道県にとどまっている。
- 1239
- 1240 ○ また、民間活力を活用したサービス基盤の整備も重要であるため、令和7年度にC A  
1241 R I S O (CARe Innovation Support Office) を立ち上げ、6月にはスタートアップ支  
1242 援を専門的に行う窓口を設置し、介護テクノロジー開発企業への支援を実施している。
- 1243
- 1244 ○ 職場環境改善に向けたハラスメント対応の取組について、介護分野では、これまでも、  
1245 男女雇用機会均等法等において事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられている  
1246 ことを踏まえつつ、運営基準等に係る省令において、ハラスメント対策（セクシュアル  
1247 ハラスメント・パワーハラスメント）を義務付ける等の取組を行っている。さらに、本  
1248 年6月に成立した改正労働施策総合推進法では、カスタマーハラスメントの防止のた  
1249 めの雇用管理上必要な措置が全ての事業主に義務付けられることとされた。
- 1250
- 1251 ○ 科学的介護情報システム（L I F E）について、令和3年度にL I F E関連加算を導  
1252 入したところであるが、加算の対象サービスの事業所による届出は、施設サービスで約  
1253 70%、通所・居宅サービスで約40%にとどまっている。
- 1254
- 1255 **(生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等)**
- 1256 ○ 2040年には約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計される中、介護現  
1257 場における人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組は一  
1258 層重要となり、事業者の規模やサービス類型（施設、通所、訪問）等に応じた支援を講  
1259 じていく必要があることから、国や都道府県等が果たすべき役割を制度上も明確化し、  
1260 国及び都道府県の責務として位置付けることを通じた機能強化を図ることが重要であ  
1261 る。
- 1262
- 1263 ○ あわせて、生産性向上を中心に雇用管理、経営改善支援等も併せて一体的に支援する  
1264 ような取組を進めていくことが必要であり、都道府県が設置主体となる人材確保に向  
1265 けたプラットフォームの枠組みの中で、これらの取組に向けた関係者との連携の枠組  
1266 みを構築することが適当である。
- 1267
- 1268 ○ 経営改善支援等については、地域の実情に応じた経営課題を調査していくとともに、  
1269 支援に向けた枠組みを段階的に構築していくことが必要である。
- 1270

- 1271 ○ さらに、人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、都  
1272 道府県の介護保険事業支援計画の中での位置付けを明確化するなど、地域における介  
1273 護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で、都道府県、市町村、地域の関係者が議  
1274 論し、必要な対策を講じることが重要である。その際、介護現場革新会議の中で地域の  
1275 目標を設定し関係者の理解を醸成することが適当である。地域ごとの生産性向上に関する取組状況の差を解消していくため、国においても都道府県の取組状況を把握し支援をしていくことが必要である。
- 1276
- 1277
- 1278 ○ タスクシェア／シフトについては、いわゆる介護助手等の実態を分析・把握するとともに、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の効果について引き続き検証し、いわゆる介護助手等の普及を推進していくことが必要である。
- 1279
- 1280
- 1281
- 1282 ○ 国・都道府県においては、事業者の負担に配慮しながら、テクノロジー等の更なる活用を支援していくことが重要である。また、居宅サービス等も含め、個別のニーズに対応できるよう、伴走支援等の機能強化を図っていく必要がある。あわせて、生産性向上等に取り組む介護事業者について、テクノロジー等の実証を十分に行った上で、生産性向上推進体制加算等において適切に報酬上も評価していくことが重要である。
- 1283
- 1284
- 1285
- 1286
- 1287
- 1288 ○ 事業者の生産性向上に当たっては、行政の手続や提出書類、人員配置等における自治体のローカルルールが阻害要因となっていることから、解消し標準化していくべきとの意見があった。
- 1289
- 1290
- 1291
- 1292 ○ 介護現場の職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、全ての介護事業者に対して、運営基準等に係る省令においても、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが適当である。この際、職員の安全に配慮する必要性は前提としつつ、認知症の症状としてケアが必要なケース等については、十分に配慮することが必要である。あわせて、介護現場の健康経営を推進していく必要があるとの意見があったことも踏まえた取組を進めていくことが考えられる。
- 1293
- 1294
- 1295
- 1296
- 1297
- 1298
- 1299
- 1300

1301

1302 **(事業者間の連携、協働化等)**

- 1303 ○ 介護事業者が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、個々の介護事業者により経営課題が解決できない場合も、他事業者との連携・協働化、経営の多角化も含めた大規模化等により解決が図られるケースもあることを踏まえ、介護事業者間の協働化や連携等を進めてい
- 1304
- 1305
- 1306

1307 くことが有効であり、例えば、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィ  
1308 スの業務等の間接業務の効率化等を進めていくことが考えられる。こうした連携の障  
1309 壁の一つとして介護事業者の課税の問題が考えられるが、現行税制の下でも、社会福祉  
1310 法人等の公益法人等が他法人から実費の範囲内で事務処理の受託を行うことは、所定  
1311 の手続を経た期間については収益事業としないものとする取扱いにより法人税の申告  
1312 を不要とすることも可能であることについて周知することが有効である。

1313

1314 **(科学的介護の推進)**

1315 ○ テクノロジー等を導入し、ケアの質を高めていくに当たっては、科学的根拠に基づく  
1316 介護を併せて推進し、そのデータを蓄積・活用していく必要がある。

1317

1318 ○ 科学的介護情報システム（LIFE）の更なる活用を通じて、質の高い介護を推進す  
1319 るため、国に科学的介護を推進していく役割があることを明確化することが適当であ  
1320 る。

1321

1322 **IV 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保**

1323 **1. 2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方**

1324 **(現状・基本的な視点)**

1325 ○ 第9期介護保険事業（支援）計画では、中長期的な推計を踏まえた介護サービス基盤の計画的な整備や、地域包括ケアシステムの深化、人材確保及び介護現場の生産性向上等をポイントとして取組を進め、この中で、2040年を始めとする中長期推計は、介護保険法上、市町村の記載事項であるものの都道府県を含めた全自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。

1331 また、計画策定に当たって、全ての都道府県において有識者による会議体が設置されているほか、一部の都道府県では、老人福祉圏域単位での会議体の設置・議論や、都道府県から老人福祉圏域の構成市町村に対し、「圏域別の中長期の将来推計の提示」や「サービス提供体制の確保を図るために支援を要する市町村への調整・支援」等の取組が行われている。

1337 ○ 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、3年を1期とする計画とともに、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。その際、地域における人口減少・サービス需要の変化の特性を意識したきめ細かな介護サービス見込量の推計やサービス提供体制を考えていくことが重要となる。

1341 その際、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについては、サービスに対する認知度や理解度が不十分なことにより、事業所が存在しない市町村も多くあることから、市町村内での整備の推進のみならず、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等の調整を行うなど隣接自治体間の連携による活用推進の視点も必要である。

1347 ○ また、医療・介護連携、介護予防、高齢者住まい等に関する取組や状況とともに、生産年齢人口が全国的に減少していく中、人材確保、生産性向上についても計画の中で考えていくことの必要性が一層高まる。

1351 **(中長期的な推計)**

1352 ○ 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

1356 **(2040年に向けた地域課題への対応)**

- 1358 ○ 2040 年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口  
1359 減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかに  
1360 なった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行う  
1361 ことが必要である。
- 1363
- 1364 ○ このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容に  
1365 ついて記載することが適当である。
- 1366   ・ 2040 年に向けた中長期的な推計
- 1367   ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕  
1368 組み等の導入及び導入地域（Ⅰ 1・2 参照）
- 1369   ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係  
1370 る提供体制の構築に必要な取組（Ⅱ 2 参照）
- 1371   ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況（Ⅱ 3 参照）
- 1372   ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主  
1373 体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること（Ⅱ 4 参照）
- 1374   ・ 人材確保・生産性向上による職場環境改善・経営改善支援に係る地域の目標及びそ  
1375 の達成に向けた方策（Ⅲ 2 参照）
- 1376
- 1377 ○ その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本  
1378 とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必  
1379 要であり、第 10 期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事  
1380 業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況  
1381 に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会  
1382 議体を設置するなど、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、  
1383 本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

1384

1385

1386 **2. 納付と負担【P】**

1387

1388

1389 **3. その他の課題**

1390

1391 **(介護被保険者証の事務・運用)**

- 1392 ○ 現在、介護被保険者証については、65 歳到達時に全被保険者に対して交付している  
1393 が、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）申請時に紛失しているケースがある。

1394 事務負担の軽減等の観点から、要介護認定申請時や被保険者から請求があった場合に  
1395 介護被保険者証を交付する対応に変更するとともに、被保険者（要介護認定者を除く。）  
1396 の資格喪失時の介護被保険者証及び有効期限の切れた負担割合証・負担限度額認定証  
1397 について、返還義務をなくすこととする見直しを行いうことが適当である。また、65歳  
1398 到達時等の機会を捉えて、介護保険についての広報啓発を行っていくことが必要である。  
1399

1400

1401 ○ また、被保険者がサービスを受ける際には、事業所に介護被保険者証等を提示することとされているが、被保険者においては複数の証を管理・提示する負担が、事業者においても被保険者が証を紛失していた場合に再度訪問する負担等が生じている。利便性の向上や事務負担の軽減を図るため、サービス利用時の本人確認について電子資格確認を可能とするとともに、2回目以降は簡素化することが適当である。

1406

#### (高齢者虐待防止の推進)

1407 ○ 近年、高齢者の住まいが多様化している中、有料老人ホームや有料老人ホームに該当しないサ高住等の高齢者住まいにおける虐待防止対策のための取組を更に強化する必要がある。また、「養護者」に該当しない同居者等（高齢の親から世話を受けている中高年の子など）からの虐待について、地域支援事業における権利擁護事業や、包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用を通じ、虐待防止を推進することが必要である。

1414

1415 ○ 令和6年度介護報酬改定により、全てのサービス種別の運営基準において身体的拘束等が原則禁止されたが、依然として適正な手続を経ていない身体的拘束等は、養介護施設従事者等による虐待事案の2～3割程度を占め続けており、引き続き、取組の実効性の確保を図ることが重要である。

1419

1420 ○ 高齢者虐待の対応は、市町村が一義的な責務を担うが、専門職の確保や県及び市域を越えた広域的な調整等に関して、都道府県による市町村支援の強化も課題である。また、自治体による指導等に係る体制整備や、再発防止に資する事例検証が低調である中、更なるP D C Aサイクルの推進が課題であり、今後、自治体における早期発見のための体制整備・関係機関間のネットワークの構築や、再発防止に向けたP D C Aサイクルの構築に取り組めるよう、高齢者権利擁護等推進事業を通じた更なる支援が必要である。

1426

#### (介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進)

1427 ○ 介護現場においてより良いケア等を実現し、利用者のQ O Lを向上させる観点から、事業所における事故発生の防止を推進することが重要である。このため、全国レベルで

1430 必要な情報の収集や分析を行い、収集した事故情報を基に傾向の把握及び原因分析を行  
1431 い、事故発生の防止に有用な情報を介護現場にフィードバックすることが必要である。  
1432

1433

- 1434 ○ これを前提に、国・都道府県・市町村の役割は以下と考えられる。
- 1435   ・ 市町村：事故が発生した事業所からの報告の受付、報告内容の集計・傾向把握
  - 1436   ・ 都道府県：報告内容の広域的な集計・傾向把握、市町村からの相談対応・助言等、  
1437 広域的な研修、注意喚起等
  - 1438   ・ 国：事故情報の収集（システム・DB構築）・分析・活用（分析情報の共有）による  
1439 全国的な事故防止のP D C Aサイクルの構築、報告様式の標準化

1440

- 1441 ○ 介護現場における事故報告の一元的なシステムを構築する場合、個人情報保護の観  
1442 点から情報セキュリティが確保されている必要があること、また、市町村・都道府県に  
1443 とってアクセスしやすいシステムであることが必要であるため、「介護サービス情報公  
1444 表システム」において、事故情報の報告のためのサブシステムを新たに構築することが  
1445 考えられる。

1446

#### (要介護認定)

- 1448 ○ 現在、要介護認定の申請代行は、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉  
1449 施設、介護保険施設、地域包括支援センターのみが行うことが可能であるが、認定申請  
1450 全体のうち、78.4%が代行により申請されている状況も踏まえ、ケアマネジャーの配置  
1451 を指定基準としている（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多  
1452 機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護  
1453 についても、申請代行を可能とすることが適当である。

1454

- 1455 ○ 介護保険法においては、要介護認定の申請者が申請前に主治医意見書入手するこ  
1456 とは妨げられていないが、要介護認定の事務処理手続について示している通知においては、  
1457 市町村が主治医意見書への意見の記載を求め、回収する旨が記載されていることを踏まえ、  
1458 主治医意見書の提出方法の一つとして、申請者が主治医意見書を事前に入手する方法も可能である旨を明確化することが適当である。

1460 なお、介護情報基盤の運用開始に伴い、事業所において、要介護認定の進捗状況や介  
1461 護認定審査会・介護被保険者証の情報の電子的な確認が行えるようになるとともに、医  
1462 療機関から主治医意見書の電子的提出も可能となる。これにより、要介護認定に関する  
1463 業務の効率化がなされることから、介護情報基盤を通じた情報の共有も併せて進めて  
1464 いくことが適当である。

1465

1466 (福祉用具貸与・特定福祉用具販売)

- 1467 ○ 令和6年度介護報酬改定では、全サービスを対象に、BCP計画の未策定及び高齢者  
1468 虐待防止措置の未実施の場合の減算が創設されたが、福祉用具の売り切り型のサービ  
1469 スである特定福祉用具販売は減算の対象とされていない。
- 1470
- 1471 ○ また、令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制  
1472 が導入され、利用者の身体状況や医師・専門職の所見等を踏まえ貸与か販売のいずれか  
1473 を提案すること、また、選択制対象種目を販売した場合、販売後の目標達成状況の確認  
1474 をすることとされた。これらを踏まえ、特定福祉用具販売の費用の額に関する所要の制  
1475 度上の整備を行うことが適当である。

1476

1477 (国民健康保険団体連合会の業務)

- 1478 ○ 介護報酬の支払事務については、介護保険法の規定に基づき国民健康保険団体連合  
1479 会への委託が認められていることを踏まえ、介護報酬に関連する補助金を効率的に支  
1480 給する観点から、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、介護報酬に関連する補助金  
1481 の支払事務について、委託を受けて行うことを可能とすることが適当である。

1482

1483 **おわりに**

1484

1485 ○ 以上が、介護保険制度の見直しに関する本部会の意見である。

1486

1487 ○ 厚生労働省においては、この意見書の内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を  
1488 図り、法改正が必要な事項については、関連法案を国会に提出するほか、運営基準や令和  
1489 9年度介護報酬改定で対応すべき事項については、介護給付費分科会等での議論に付す  
1490 など、制度見直しのために必要な対応を速やかに講じられることを求めたい。

1491

1492 ○ 今回の制度見直しは、全体として、

- 1493   ・ 2040年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域における人口減少・サー  
1494 ビス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と  
1495 主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービ  
1496 ス提供体制や支援体制を構築すること
- 1497   ・ 頼れる身寄りがない高齢者等や複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれる  
1498 中、高齢者が抱える複雑化・複合化した課題を地域で受け止め、関係者が専門性を十分  
1499 に発揮しながら地域課題の実効的な解決につながる取組を推進すること
- 1500   ・ 一層の高齢化の進展に伴い介護給付費の急増が見込まれる一方、サービスの担い手で  
1501 ある現役世代が急減していくという非常に厳しいフェーズに対応し、介護保険制度の  
1502 財政的な持続可能性に加え、足下の介護人材確保と介護現場の生産性向上による職場  
1503 環境改善、経営改善支援、多様なニーズに対応した介護基盤の整備によりサービスの質  
1504 の確保や基盤整備、職員の負担軽減を図り、サービス提供の持続可能性を高めること  
1505 を目指すものである。

1506

1507 ○ 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において整理された福祉サー  
1508 ビス（介護サービス、障害福祉サービス、保育）の共通課題等に対する方向性も踏まえ、  
1509 今般、福祉部会等とも議論を相互に報告・連携しながら議論をとりまとめた。福祉サービ  
1510 ス間の連携は今後一層重要なものであり、さらには介護や福祉以外の地域資源、例え  
1511 ば高齢者の移動支援・買い物支援等の住民サービス・公共サービス、地域におけるまちづ  
1512 くりや交通等の取組との連携が図られ、包括的な支援体制の整備、ひいては地域共生社会  
1513 の実現に向けた取組が効果的に進められることが重要である。

1514

1515 ○ 市町村においては、介護保険の保険者として、また、住民に最も身近な基礎自治体であ  
1516 り地域包括ケアシステムの構築を主導する存在として、2040年に向けて中長期の視点に  
1517 立ち、地域の実情を踏まえた介護サービスの維持・確保など、介護保険制度を適切に運営  
1518 するとともに、地域課題の解決に向けたネットワーク構築など、地域づくりに資する様々

- 1519 な取組を主体的に推進する役割を果たしていくべきである。あわせて、医療・介護連携や  
1520 介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上など、市町村を越えた広域的な連携・議  
1521 論に取り組むことが必要である。
- 1522
- 1523 ○ 都道府県においては、上記の市町村の取組の支援を行うとともに、広域的な観点から  
1524 2040 年に向けたサービス提供体制の構築を進めながら介護保険事業の運営に係る施策を  
1525 進めるべきである。あわせて、介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上、経営改  
1526 善支援に向けて、地域の関係者と協働しながら都道府県がイニシアティブを持つ形で主  
1527 導的な役割を果たしていくことが必要である。
- 1528
- 1529 ○ また、市町村を越えた広域的な議論が必要な課題も含め、圏域単位等での議論の場を活  
1530 用し、地域における課題認識を共有した上で、地域の関係者とともに、都道府県と市町村  
1531 が連携して地域課題の解決に向けた取組を進めることが適当である。
- 1532
- 1533 ○ 厚生労働省においては、都道府県や市町村の適切な制度運営や取組の推進が図られる  
1534 よう、今般の制度見直しに係る具体的な内容の提示、取組の実態把握や効果検証、保険者  
1535 事務を支援するシステム基盤や地域包括ケア「見える化」システム、介護サービス情報公  
1536 表システム等の整備、全国の自治体で行われている効果的な取組に係る情報の収集とフ  
1537 ィードバック、個々の自治体への伴走型の支援等により、都道府県、市町村を支援すると  
1538ともに、介護人材確保、職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援や科学的介護の  
1539 推進の取組を進めることが必要である。
- 1540
- 1541 ○ 介護保険制度は、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や、要介護高齢者を支えてきた  
1542 家族を巡る状況の変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設  
1543 された。また、多様な主体の参入を促しサービス基盤の充実を促進することにより、利用  
1544 者の選択により保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられる制度としており、  
1545 高齢者の尊厳の保持と自立した日常生活を支える重要な制度として定着している。
- 1546
- 1547 ○ 今後、2040 年に向けて、介護保険制度が果たす役割は一層大きくなる。制度を持続可  
1548 能なものとするために、制度の見直しに不断に取り組むとともに、国民の介護保険制度へ  
1549 の信頼を高めていくことが重要となる。あわせて、都道府県や市町村を含む地域の様々な  
1550 関係者間で、介護サービス基盤の状況や将来像等について情報を共有し、共通の認識を持  
1551 った上で地域にとって必要な取組を議論すること、その際、住民等をも含めてこれらの関  
1552 係者が互いの意見を踏まえて検討していくプロセスが必要である。
- 1553

## &lt;参考&gt; 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化

## 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について（案）

- 介護分野において、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自らいい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。**
- 2040年にかけて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、**地域包括ケアシステムの深化が必要**。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、**サービス需要に大きな地域差**。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の特性に基づき、地域の特性に基づき**、地域の関係者で分析・議論することが必要。  
いくことが引き続き必要。そのためには地域の介護・医療資源等を見える化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。



1556

## 社会保障審議会介護保険部会委員名簿

1557

1558

令和7年 月 日現在

1559

- 粟 田 主 一 社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター センター長  
石 田 路 子 NPO 法人高齢社会をよくする女性の会副理事長（名古屋学芸大学看護学部客員教授）  
伊 藤 悅 郎 健康保険組合連合会常務理事  
井 上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会専務理事  
江 澤 和 彦 公益社団法人日本医師会常任理事  
及 川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会会长  
大 石 賢 吾 全国知事会（長崎県知事）  
大 西 秀 人 全国市長会介護保険対策特別委員会委員長（香川県高松市長）  
◎ 菊 池 馨 実 早稲田大学理事・法学学術院教授  
幸 本 智 彦 日本商工会議所社会保障専門委員会委員  
小 林 広 美 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長  
佐 藤 主 光 一橋大学国際・公共政策学院、大学院経済学研究科教授  
染 川 朗 U A ゼンセン日本介護クラフトユニオン会長  
津 下 一 代 女子栄養大学教授  
鳥 渕 美夏子 全国健康保険協会理事  
中 島 栄 全国町村会行政委員・茨城県美浦村長  
○ 野 口 晴 子 早稲田大学政治経済学術院教授  
橋 本 康 子 一般社団法人日本慢性期医療協会会长  
東 憲太郎 公益社団法人全国老人保健施設協会会长  
平 山 春 樹 日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局局長  
松 島 紀 由 公益財団法人全国老人クラブ連合会常務理事  
山 際 淳 民間介護事業推進委員会代表委員  
山 田 淳 子 公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長  
山 本 則 子 公益社団法人日本看護協会副会長  
和 田 誠 公益社団法人認知症の人と家族の会代表理事

(◎は部会長、○は部会長代理)

(全 25 名、敬称略、五十音順)

1560